

聴覚障害者とは？

種別	内容	主なコミュニケーション手段
ろう者	音声言語を習得する前に失聴した人が多く、手話を言語として使用されています。	手話
中途失聴者・難聴者	音声言語を習得後に失聴し、主に筆談をコミュニケーション手段として使用されています。	筆談

メモ

聴覚障害者は、聞こえないことが見た目ではわかりにくく、また、自分の思いをうまく伝えることがないので、周りに聴覚障害者がいましたら積極的にコミュニケーションをとってください。

電話リレーサービスとは？

聞こえない人や話すことに困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながるサービスです。



遠隔手話サービスとは？

聴覚障害者と手話通訳者が対面せず、離れた場所でタブレット端末等を使用して、手話通訳を受けるサービスです。



かごしま県民手話言語条例

「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例」

手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者である県民とろう者以外の県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、令和2年3月27日に施行されました。

県では、本条例の基本理念を踏まえ、手話の普及等に関する施策を推進してまいります。

基本理念

- 手話は、独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産です。
- 手話の普及等は、ろう者が情報を取得したり、意思表示をしたり、意思疎通を図ったりする手段として必要な言語であるという認識の下に推進されなければなりません。

条例の概要

- 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮に努めるものとする。(条例第5条)
- 教職員の手話に関する知識及び技能の向上、ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等に努めるものとする。(条例第12条)
- ろう者である観光旅行者等が安心して県内に滞在できるように手話の普及等に努めるものとする。(条例第13条)

【ポイント】

Q.事業者は何をしたらいいの？

A.会社やお店などの事業者は、手話への理解とともに、耳が聞こえない・聞こえにくい人への配慮や、耳が聞こえない・聞こえにくい従業員が困ることがないように取組を推進します。

手話で つながろう



事業者向け

各種県手話
動画 ▶



県ホーム
ページ ▶



耳が聞こえない人が困っていることはどんなこと？

仕事・通勤の時

- 朝礼、ミーティング、会議など声に出して話をされても、内容が理解できません。このため、意見を求められても、的外れなことを言うてしまうことがあります。
- 同時に話をされると、誰が何を話しているのかわかりません。
- 急に時間や会場が変更された時に困ってしまいます。
- 休憩時間などで、雑談の内容がわからずに疎外感を感じることがあります。

話の内容を紙に書いたり、口の動きでわかるように、ゆっくり、はつきり、しゃべってください。
伝わっているのが本人に確認しながら話してください。
また、音声認識アプリや手話通訳者派遣制度等も利用できます。
普段からいつでも筆談でやり取りできるよう、「メモ用紙」や「筆談ボード」を設置しましょう。

私たちは、音声での連絡はできません。

本人に代わって、周りの人が電話をかけるなどのサポートをお願いします。また、電話リレーサービスや遠隔手話サービスを利用することもできます。

- 始業・終業等のチャイムや職員から話しかけられても気付かないことがあります。
- 公共交通機関が止まると、どうして止まったのかわからず不安になります。

- 音や声で合図されても伝わらない人がいることを知ってください。
- 音声情報ではわからないため、身振りや、文字・絵などの「視覚情報」で伝えてください。

災害の時

地震・大雨・台風の時、どこへ逃げたらよいか音声情報ではわかりません。

聴覚障害者にしっかり情報が伝わるように視覚情報での配慮をお願いします。

- 専門的な言葉は難しく意味を理解することができません。
- 防災行政無線や避難所等では、避難情報や支援物資が配られる放送等が聞こえません。

- 具体的にわかりやすく紙に書いて掲示してください。
- 動作や文字・絵などの「視覚情報」で伝えてください。
- 地域の掲示版等に支援物資の配布場所・日時等を掲示してください。

特に、コロナ禍の状況で困ること

聴覚障害のある私たちはマスクをしていると不便さを感じる場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な感染予防対策があり、マスクもその大事な一つであると理解していますが、日常生活を送るうえで支障を来しています。



マスク着用で口の形や表情がわからず、話の内容が理解できません。手話で会話をする時もマスクで顔が見えないと、相手の話していることがわかりづらいです。
特に、病院やスーパーのレジ等で何を話しているのかわからず困っているの、文字や視覚情報で伝えてください。

【お問い合わせ先】

一般社団法人鹿児島県聴覚障害者協会 〒890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号 TEL:099-228-2016 FAX:099-228-6357
鹿児島県視聴覚障害者情報センター 〒890-0021 鹿児島市小野1丁目1番1号 TEL:099-220-5896 FAX:099-229-3001
鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 TEL:099-286-2746 FAX:099-286-5558

コミュニケーション方法

手話



手、体、目の動き、顔の表情で表現する方法で、ろう者と気持ちを伝え合う言葉です。

筆談



紙や手のひらなどに、文字などを書いて伝える方法です。

空書



空中に文字をゆっくり書いて伝える方法です。

口話



口の動きを見て話す方法です。

指文字



文字言語を手の形で表現する方法です。

身振り



体全体を使って伝える方法です。

聴覚障害者は、一人一人コミュニケーション方法が違います。その人に合った方法をお願いします。



事業者が利用できる手話施策について

事業者等が行う研修等に手話講師の派遣を行っています。また、依頼に応じて、手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。

詳しくは、左記の【お問い合わせ先】の県視聴覚障害者情報センターへご連絡ください。